

特集 もしもの時の救急車の利用法を考えよう

全国的に救急車の利用が増加しており、本来重病患者や重傷者を搬送するための救急車が安易に利用されるため、助かる命が助からない実情があります。今回は、本町の救急医療の特性を理解し、もしもの時の救急車の利用法について考えたいと思います。

もしもの時の「かかりつけ医」を つくってほしい

現在の町の救急医療につきましては、宇都宮市が設置運営する「宇都宮市夜間休日救急診療所」へ委託することで体制を整備しています。

「宇都宮市夜間休日救急診療所」では、主に軽症患者を対象とした初期救急に対しては、休日の昼間及び休日・平日の夜間も翌朝午前7時まで受付をしており、会計も即時精算しています。ただし、目的は救急診療のため、投薬等は最低限の処方となりますので、翌日にかかりつけ医へ受診することをお勧めしています。

初期救急で入院治療が必要な重症患者に対しては、二次救急医療体制として3病院が輪番で病床を確保し、初期救急からの受け入れに備えています。さらに、主に複数の診療科にわたる重篤患者を対象とした、第三次救急医療体制につきましては、県内5か所の病院に救命救急センターが整備

されています。

しかしながら、いざというときは「かかりつけ医」を持つことが重要です。日々の健康状態を含め何でも相談でき、病状が重症化することなく、適切な医療の提供が受けられます。

最近では、大学病院への軽症患者の時間外受診が急増していることが大きな社会問題になっています。休日や夜間に安易に自治医科大学附属病院や獨協医科大学病院を受診することは、第三次救急医療施設としての機能が損なわれかねないことから、まずは、初期救急医療施設である宇都宮市夜間休日救急診療所への受診をお勧めします。

お子様の急な病気やケガで心配な時は「とちぎ子ども救急電話相談」なども有効に活用し、受診の際の参考にしてください。

受診に際しては、緊急性の高い病気やケガ以外は、自家用車やタクシーでの受診をお願いします。

「とちぎ子ども救急電話相談」

TEL 028 (600) 0099

午後7時～午前11時（毎日）

※プッシュ回線の場合は、局番なしの#8000で利用できます。



初期救急医療体制			二次救急医療体制	三次救急医療体制
主に軽症患者を対象とします。			主に初期救急で入院治療を必要とする重篤患者を対象とします。	主に複数の診療科にわたる重篤救急患者を対象とします。
休日の昼間	休日の夜間	平日の夜間		
午前9時～ 午後5時	午後7時30分～ 翌日午前7時	午後7時30分～ 翌日午前7時	※輪番制	
宇都宮市夜間休日救急診療所 (内科・小児科・歯科) ☎028 (625) 2211 ※歯科のみ夜間は午前0時まで			<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立病院機構 国立栃木病院 済生会宇都宮病院 宇都宮社会保険病院 	<ul style="list-style-type: none"> 足利赤十字病院救命救急センター 大田原赤十字病院救命救急センター 獨協医科大学病院救命救急センター 自治医科大学附属病院救命救急センター 栃木県救命救急センター (済生会宇都宮病院併設)

特集

正しい救急車利用を

石橋地区消防組合には、平成20年に3、273件（人員2、998名）の出動がありました。（1日平均約9件の出動）

町だけの出動でも725件と管内の約22%を占めており、出動件数が多い状況になっています。その原因を、救急搬送傷病程度別に見ると、

・重症（完治までに1か月以上かかるもの）	15%
・中等症（完治までに2、3週間かかるもの）	38%
・軽症（完治までに1週間のもの）	45%
・死亡、その他	3%

なっています。

本来は重症者を搬送すべき救急車が、中等症、軽症を多く搬送しており、危篤や重篤患者が発生した時に、最寄りの救急車が出動している場合には、遠く離れた他の区域の救急車が出動しなければなりません。次のように正しい救急車の利用を心がけましょう。

- 緊急性の高い病気、ケガや事故に利用しましょう。
- 軽い症状の場合は、できるだけ自分で病院に行きましょう。

救急車の呼び方

◆電話のかけ方

局番なしの119番をかけ、あわてず、左記のことを伝えましょう。

※FAXでの通報は☎6853（消防FAX番号「石橋消防本部通信指令課」まで）

①「救急です。」と一言い、連絡者の氏名と電話番号。

②所在（救急車にきてもらう場所）と、目印となるもの。

③いつ、どこで、だれが、どのようにして、どうなったか、現在の容態。患者さんの性別、年齢など。

④救急電話をかけるまでの応急手当の内容を伝えたい。救急車が来るまでにやっておくことの指示を受けましょう。

◆救急車が到着するまで

- ・指示された応急手当を、確実にに行いましょう。
- ・救急電話で連絡した目印となるもの（場所）まで、救急車の出迎えと誘導を行います。

◆救急車が到着したら

- ・救急車が到着するまでの患者さんの容態や、行った応急手当の内容を伝え、患者さんに持病があるようであれば、その病名を伝える。
- ・患者さんの家族、事故の目撃者は、救急隊員に同行を求められた場合に、従うようにしましょう。

▼問い合わせ先

石橋地区消防組合上三川分署
☎2564



心肺停止…

即対応しようとき

町では、町内施設17か所に自動体外式除細動器（AED）を配備しています。

AEDは、心筋梗塞などによる心停止の際に、異常な細かい動きをする心臓に電気ショックを与え、通常のリズムの動きを取り戻す装置です。

町では、各施設に配備したものを以外に、イベントなどの貸し出し用として1台を用意していますので、ご利用される際には、健康福祉課健康増進係（☎9132）までご連絡ください。

また上三川分署でも、救急車に1台、事務所に1台を用意しています。AEDはどなたでも使用できますが、心肺蘇生法を受講すると、より効果的で安全に使用できます。講習会につきましては、石橋地区消防組合上三川分署（☎2564）で受付をしておりますので、お問い合わせください。

配 備 施 設	設置台数
いきいきプラザ	2
農村環境改善センター	1
体 育 セ ン タ ー	1
中 央 公 民 館	1
図 書 館	1
小 学 校	7
中 学 校	3
上三川町庁舎（貸し出し用含む）	2
上 三 川 分 署	2